

令和元年度答申第48号
令和元年11月18日

諮問番号 令和元年度諮問第44号（令和元年10月24日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 道路法47条の4第1項に基づく措置命令に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求のうち措置命令を不服とする部分は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、道路法（昭和27年法律第180号）47条の2第1項の規定に基づく通行許可に係る車両の総重量を超えて車両を通行させたとして、道路法47条の4第1項の規定に基づき、当該車両の総重量の軽減等を命ずる措置命令（以下「本件措置命令」という。）を発したことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 道路法47条2項は、車両制限令（昭和36年政令第265号）で定める重量等の最高限度を超える車両（以下「特殊車両」という。）は、道路を通行させてはならないと規定している。そして、高速自動車国道を通行する特殊車両であって最遠軸距が7メートル以上のものの総重量の最高限度は25トンとされている（車両制限令3条1項、車両の通行の許可の手

続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）1条）。

一方、道路管理者は、車両の構造又は積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、特殊車両の通行を許可することができる（道路法47条の2第1項）。したがって、通行許可を受けた場合には、道路法47条2項の規定にかかわらず、当該許可に係る車両の総重量が最高限度となる。そして、当該許可を受けた者は、許可に係る通行中、許可に係る許可証を当該特殊車両に備え付けていなければならない（道路法47条の2第6項）。

- (2) 道路法47条の4第1項は、道路管理者は、道路法47条2項の規定に違反し、又は特殊車両の通行の許可に付した条件に違反して車両を通行させている者に対し、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる」と規定している。そして、処分庁は、高速道路の道路管理者（国土交通大臣）に代わって、必要な措置をすることを命ずるものとされている（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）8条1項29号）。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) A地方整備局長は、平成30年6月13日付けで、審査請求人の申請に基づき、自動車登録番号「a」のトラクタ及び自動車登録番号「b」のトレーラの連結車（以下「本件車両」という。）につき、同日から平成32年6月12日（令和2年6月12日）までの間、その総重量を車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える40.880トンで通行させることを許可し、これに係る許可証（平成30年6月13日付け番号c。以下「本件許可証」という。）を審査請求人に交付した。

(特殊車両通行許可証)

- (2) B高速道路株式会社（以下「B会社」という。）が、平成30年10月18日午後7時34分頃、高速自動車国道C高速道路Dインターチェンジにおいて本件車両の総重量を計測した結果、車両制限令で定める最高限度（25トン）を超える総重量53.000トンであった（以下「本件取締り」という。）。

B会社の係員が、本件車両の運転手（以下「本件運転手」という。）に対し、本件車両の通行に係る許可証を提示するよう求めたところ、本件運転手が本件許可証を提示したため、これを確認したところ、総重量の許可値は40.880トンであり、本件車両の総重量の計測値は許可値を12.120トン超過していた。そこで、B会社の係員は、本件運転手に対し、許可値超過により措置命令の対象となる旨を説明するとともに、本件運転手の所属会社（審査請求人）に減載できる場所を確認するよう求め、本件運転手が確認して申告した内容を踏まえて減載場所を決定した。

そして、処分庁は、審査請求人は、通行許可に係る車両の総重量を超えて道路を通行させた道路法47条2項違反に該当するとして、本件運転手に対し、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、減載場所まで移動し、本件車両の総重量を許可値以下にする措置を講ずることを命ずる措置命令（本件措置命令）を発した。

（措置命令書、重量測定カード、弁明書）

- (3) 審査請求人は、平成31年1月15日、本件措置命令の取消しのほか、E高速道路株式会社がしたETCコーポレートカードに係る33点の違反点数の加算の取消しを求めて本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和元年10月24日、当審査会に対し、本件審査請求のうち本件措置命令に係る部分は棄却すべきであるとして諮問をした。

なお、審査庁は、本件審査請求のうち違反点数の加算に係る部分は不適法であるから却下するとしており、当該部分に係る審査庁の判断は本件諮問の対象とされていない。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

本件取締時に本件車両の総重量が許可値を超えていた原因は、海外の荷主が日本の荷主に伝えた貨物の重量が実際とは異なっていたこと、日本の荷主が海外の荷主から受け取った書類に書かれた貨物の重量を信じて測量することを怠っていたことによるものである。「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」（平成28年6月（一部改訂）。国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議。以下「安全輸送ガイドライン」という。）には、トラック事業者・トラック運転手に実際の貨物の重量を計測して確認する義務までは規定されておらず、また、本件運転手は、日本の荷主が指示

する地点で貨物を積載する際にその場で貨物の重量を測る術はなく、日本の荷主から提供された情報を信じるしかないから、本件車両の総重量が許可値を超えていたことについて、審査請求人に故意又は過失はない。

しかるに、本件措置命令は、無過失の審査請求人に対し、ETCコーポレートカードに係る違反点数の加算という重大な不利益を課す処分となっている。最高裁判例（最高裁平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁）によれば、適正手続を保障する憲法31条は、行政手続に適用、準用ないし類推適用されるといわれており、単に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるだけでなく、当然、故意又は過失のない者に対し、不利益処分を課すことも禁止しているのであって、本件措置命令は憲法31条に違反し違法である。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求のうち本件措置命令に係る部分は棄却すべきであるとしている。その理由は審理員の意見と異ならないとしているところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

1 審査請求の利益について

本件措置命令は、その内容の履行により目的を達成し、その法的効果は消滅するものである。

しかし、「道路法第47条の4に係る行政処分等の基準について」（平成27年3月23日付け理事長決定）及び「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号。処分庁はこれによることを明らかにしている。）における通行許可の取消しの要件を踏まえると、本件の違反の事実は、処分庁が通行許可の取消事由となる違反の常習性を判断するに当たり考慮されること、処分庁からA地方整備局長（通行許可をした道路管理者）に通知されること及び本件の通行許可の取消処分を行うことが見込まれる。

したがって、審査請求人は、本件措置命令の取消しを求めて審査請求をする法律上の利益を有すると解する。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

本件取締時の測定結果である重量測定カードによれば、本件車両の総重量の実測値は53.000トンであり、本件運転手より提示された本件許可証における総重量の許可値40.880トンを超過していることが認められ、本件車両が総重量の許可値を超過したことについて審理関係人の間で争いは

ない。

審査請求人に何ら過失がなかったとしても、道路構造の保全や交通の危険防止等という措置命令の趣旨・目的に鑑みれば、総重量の許可値を超過した違法な重量での走行が認められないことには変わりはなく、また、B会社の係員は、許可値超過により措置命令の対象となる旨を本件運転手に対し説明し、本件運転手による所属会社（審査請求人）の担当者への確認及び申告内容を踏まえて減載場所を決定したとのことであり、本件措置命令に至る経緯についても特段不合理な点はみられない状況で、B会社が総重量の許可値超過の事実をもって本件車両につき措置命令の対象であると判断し、処分庁が本件措置命令を行ったことに裁量権の濫用等があったものとは認められない。

なお、安全輸送ガイドラインをもって、審査請求人が総重量の許可値を超過して違法に通行させたことが正当化されるものとは認められない。

憲法31条が「故意過失の無い者に不利益処分を行うことを禁じている」との審査請求人の主張について、いかなる解釈によるものであるか不明であるが、行政手続における事前手続の保障は行政手続法（平成5年法律第88号）が統一的な規定を定めており、同法上の不利益処分である措置命令を行うに際しては、同法に規定する手続を経ることが必要であり、同法13条1項は、不利益処分をしようとする場合の意見陳述の手続（聴聞及び弁明の機会の付与）を規定しているところ、措置命令は、同条2項1号により、公益上緊急に不利益処分をする必要がある場合に該当するものとして、聴聞・弁明手続を省略できることとされている（道路法令研究会「道路法解説（改訂5版）」（株式会社大成出版社、2017）640頁参照）。したがって、処分庁が、本件措置命令の緊急性を考慮し、事前の聴聞・弁明手続等を行わなかったとしても同法に反するものではなく、その他、本件措置命令に至る経緯についても、特段不合理な点は見当たらない。

措置命令の妥当性について、道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から適切なものでない場合は不当な処分となると解されるが、本件措置命令は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、減載場所まで移動し、本件車両の諸元を本件許可証における許可値以下にすることの内容であり、その違反内容の程度に照らし、特段不合理な点は認められない。

以上によれば、本件措置命令に違法又は不当な点は認められない。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和元年10月24日、審査庁から諮問を受け、同年11月6

日、審査請求人から主張書面の提出を受け、同月 8 日及び同月 18 日の計 2 回、調査審議を行った。

1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員（平成 31 年 1 月 25 日付けで指名された後、人事異動に伴い令和元年 7 月 4 日付けで新たに指名され、交代した。）は、弁明書（平成 31 年 2 月 18 日付け）及び反論書（同年 3 月 4 日付け）の提出を受け、令和元年 10 月 23 日付けで、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件措置命令の適法性及び妥当性について

(1) 道路法は、「第 47 条第 2 項の規定に違反し」て「車両を通行させている者」に対し、道路管理者は、当該車両の通行の中止、総重量の軽減、徐行その他通行の方法について、道路の構造の保全又は交通の危険防止のための措置命令を発することができる」と規定している（47 条の 4 第 1 項）。

本件では、本件取締時において本件車両の総重量を計測した結果、総重量は 53.000 トンであったこと、これを本件運転手が本件車両の通行に係る許可証として提示した本件許可証における総重量の許可値（40.880 トン）と比較すると、12.120 トン超過していたことが認められる（第 1 の 2（2））。そして、そのことについて、審査関係人の中で争いはない。そうすると、審査請求人は、本件車両の通行許可に係る車両の総重量（上記第 1 の 1（1）の通行許可を受けた場合の総重量の最高限度）を超えて車両を通行させているから、道路法 47 条 2 項の規定に違反して車両を通行させている者に該当することは明らかである。

また、本件取締りにおける車両の総重量の確認において、重量測定カードには違反者として本件運転手の署名を得たほか、B 会社の係員が本件運転手に対し、許可値超過により措置命令の対象となる旨を説明するとともに、その所属会社（審査請求人）に減載できる場所を確認するよう求め、運転手の確認と申告した内容を踏まえて減載場所を決定させたという手続を経たことが認められる。

そして、その結果発出された措置命令の内容は、法定速度を遵守し、可能な限り低速で走行の上、減載場所まで移動し、本件車両の総重量を許可値以下にすることを命ずるものであって、上記の確認を経てされた処分庁

の判断は、違反の内容、程度等に照らして、これが処分庁の裁量権の濫用、逸脱や不適切な行使に当たるとすることはできず、本件措置命令に違法又は不当な点はない。

- (2) 審査請求人は、本件車両の総重量が許可値を超えていたことについて審査請求人に故意又は過失はないとし、そうであるにもかかわらず措置命令という不利益処分をしたことは適正手続を保障する憲法31条に違反すると主張する。しかし、道路法47条の4第1項の規定に基づく措置命令は、道路の構造の保全又は交通の危険防止のために緊急に発する必要があるものであって、当該違反について故意又は過失は要件とはされていない。したがって、本件措置命令の発出は、上記のとおり法令に基づき適正に行われており、憲法31条に違反するような事情も認められず、審査請求人の主張は憲法31条に関する独自の解釈に基づく見解であって、採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求のうち措置命令を不服とする部分は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠	
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹